〇内閣府告示第七十三号

国家戦 略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号)第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び

区域計画の変更を令和四年六月十三日付けで認定したので、 次のとおり公示する。

令和四年内閣府告示第十号をもって公示した同法第八条第一項に規定する

同法附則第三条の規定に基づき、

令和四年六月二十九日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

- 区域計 画 の作成主体 福岡市 • 北 **托州** 市 国家戦 略 特 別区 山域会議
- 国家戦 略 特別区 域の名称 福岡市 北 九州市 グロ] バ ル 創業 雇 用創出特区
- \equiv 当該国家戦略特別区域における産業の 国際競争力の強化及び国際的 な経済活動の拠点の形成に関する目

標を達成するために実施 し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第

項第一号の特定事業 国家戦略道路占用事業、 国家戦略特別区域高度医療提供事業、 国家戦略特別区域

外 国 創業活動 促進事業、 特定非営利活動 法 人設立 促進事業、 保険 外 併用 療養に関する特例 関 連 事 業 玉

家戦 略 特 莂 区域 創 業者人材確保支援事業、 ユ = ット ·型指定介護老人福 祉 施 設 0 共同 生活室に関 はする特 例 事

業、 高 年齢者等 の重点的 な就 職支援のための 「シニア・ ノヽ 口 ワー ク \mathcal{O} 設置、 都市 公園 占 用 保育 所 等

施設設置 事 業、 特 定実験試 験局 制 度に関する特例 事 業、 国家戦 略特 莂 区域 外国 |人滞立 在 施設経営 事 業、 特 産

酒 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 製造 事業、 航空法 \mathcal{O} 高さ制 限 \mathcal{O} エ リア 単位での の特 |例承| 認関 連 事 業、 国家戦 略 特 莂 区 **山域空港** アク セ ス

バ ス事 業、 課税 \mathcal{O} 特例 措 置 活用 事 業、 国家戦 略 特 別 区 域処方箋薬剤遠 隔指導事 業、 玉 家戦 略 特 別 区 域 海 外

大学卒業外国 人留学生の 就職活 動支援事業及び国家戦 略 特別区 **| 域高度-**人材外国人受入促 進 事 業